

2.114 系著名地点案内標識の整備方針

2-1.114 系著名地点案内標識の設置基準

第3章で挙げた町内の誘導先(著名地点)への案内は、下図に示す 114 系標識を用いる事とする。

■114系著名地点案内標識(出典:国土交通省HP)



1) 114系標識の表示内容

『道路案内標識文字の表示基準(案)(昭和61年7月)』(関東地方建設局)において書体は以下を用いることとされている。

- ・漢字及び仮名書体:ナール DB
- ・ローマ字書体:ヘルベチカ・デミボールド
- ・数字書体:ヘルベチカ・レギュラーコンデンス

本計画では上記によらず第3章で定めた基本書体を用いることとし、ピクトグラムの表示を徹底する。
(盤面および書体の色彩、基本的なレイアウトについては次節参照)

2) 114系標識の最大案内箇所数

同一の 114 系著名地点案内標識において著名地点を複数箇所案内する際の最大案内箇所数は、社団法人日本道路協会発行の『道路標識設置基準・同解説(昭和62年1月)』より、105系標識の最大表示行数(案内箇所数)に準じ、**最大4行まで**とするが、設置場所や設置方法に応じて適宜検討する。

3) 案内箇所選定順位と表示順位

同一の 114 系標識柱において複数箇所案内を行う場合、第二章で挙げた著名地点の誘導ランク順に案内箇所の選定を行うこととする。また、選定した案内箇所は『道路標識設置基準・同解説(昭和62年1月)』に準じ、矢印の方向によって表示板の上より d→e→f→g→c→b→a の順とし、同一方向に複数ある場合は遠方より上から順に表示を行うこととする。

縦方向の配列は、矢印の方向によって、表示板の上より d、e、f、g、c、b、a の順とし、一方向に二つの地名を2行に表示する場合は、より遠方を上にする。

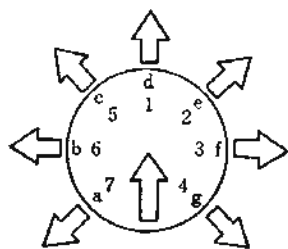


図 3-2-17 矢印の方向

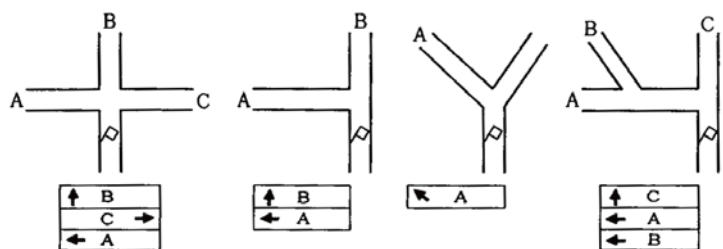


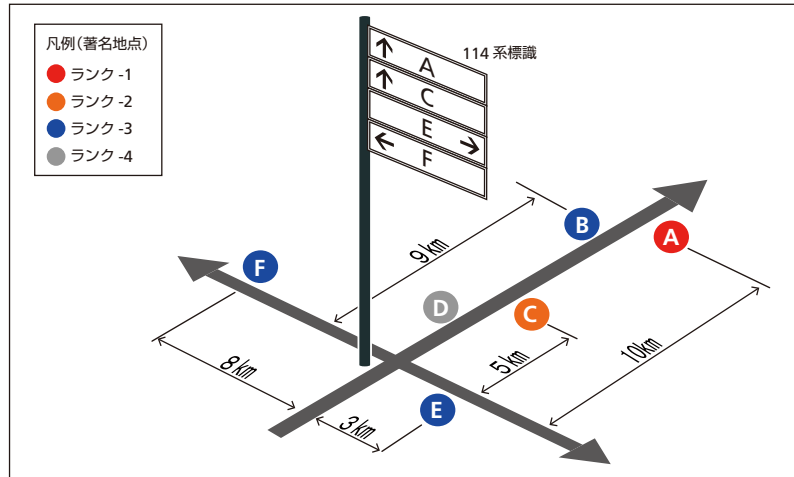
図 3-2-18 方面・方向及び距離(105)表示例

出典:『道路標識設置基準・同解説(昭和62年1月)』

4)案内箇所選定順位と表示順位のモデルプラン

前項 3)の項目を踏まえ作成したモデルプランを参考に、案内箇所選定順位と表示順位を設定することとする。
 著名地点が 5ヶ所以上ある場合、選定順位のランク -1、2である A、C を優先し表示する。残り 2箇所については、次の順位であるランク -3 の B、E、F より選定するが、近傍の著名地点より E、F を優先し選定する。そして選定された 4 箇所の表示順位は、矢印の方向によって上から A・C→E→F の順となる。同一方向にある A と C は遠方より上から A→C の順に並べ表示し、全体では上から A→C→E→F の順となる。尚、ランク -4 については地点前表示のみとする。

■複数箇所案内モデルプラン模式図



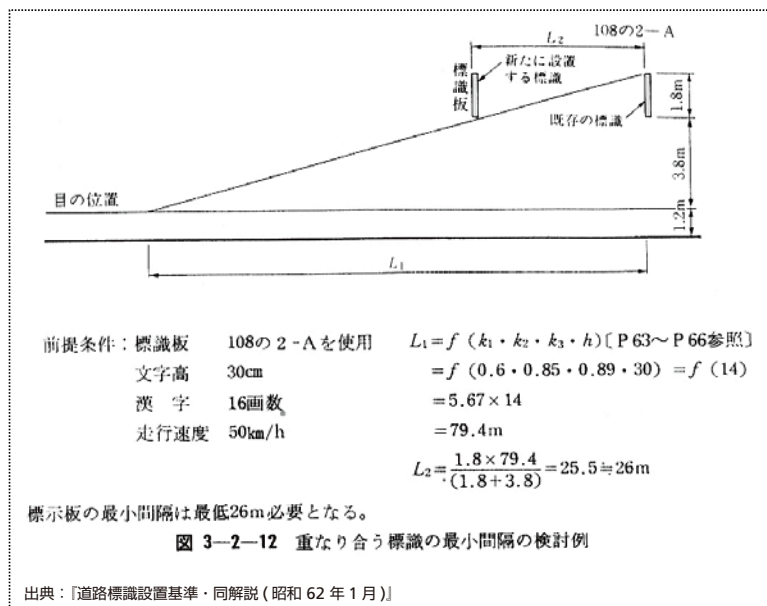
5)114 系標識柱の設置位置

■直進経路部における 114 系標識柱の設置間隔

著名地点への誘導は、案内の出発点となる交差点案内（案内起点）から始まり、直進経路案内、次の分岐点となる交差点案内、最後に地点前表示を経て、著名地点へたどり着く。その場合、交差点間の直進経路部における 114 系標識柱の設置間隔は、『道路標識設置基準・同解説（昭和 62 年 1 月）』の 106 系標識柱の設置間隔に準じ、**最低 5km 毎に 114 系標識柱を設置することとする。**

■114 系標識柱と 108・106 系標識柱の設置間隔

『道路標識設置基準・同解説（昭和 62 年 1 月）』の「重なり合う標識の最小間隔の検討例」に準じ、既存標識表示板の高さ、文字高、漢字画数、走行速度等の前提条件を勘案し最小間隔を算出することとする。



3-2.114 系著名地点案内標識のデザイン基準

114系標識には本節冒頭で示した図のように白地で青文字のタイプの標識が一般的であるが、北広島町内にある114系標識は、両端が半円形状のものはほとんど見られず、長方形のものがほとんどで、ピクトグラムがあるものとないもの、時代によっては赤矢印のものなど幅広いバリエーションが存在している。



図：北広島町内に見られる114系標識の一例

また、山梨県や静岡県では以下に示したような地域独自の色彩を採用している例なども多く見受けられる。



図：山梨県が独自で設定したエリア誘導のサイン
(114系サインでも同様に茶色が使われている)

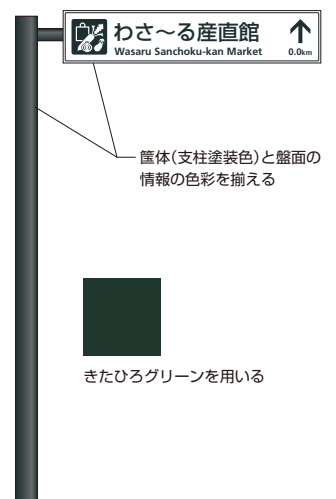
1)北広島町で用いる114系標識の基本方針

北広島町の景観や観光を考慮し、第3章で定めた方針を基に、以下の基本的な方針を定める。

【114系標識の基本方針】

表示内容 (図)	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として和英併記を行う ●統一的な名称を表示する ●ピクトグラムの表示を徹底する
盤面 (地)	<ul style="list-style-type: none"> ●ベース色は白、形状は長方形とする (町外との広域誘導を視野に入れ統一感を保つ) ●文字や罫線の色は、筐体色と同じか近似色とする。 ●盤面の裏側が見える場合は筐体色と同色とする

■サインイメージ



2) 114系標識のレイアウト基準

114系標識のレイアウト基準を以下に示す。基準となる色彩は第3章3-2で設定した【きたひろグリーン】を設定する。ただし、広島県の「公共サイン再編整備事業」において進めるものでは「従来通りの白地に青文字しか不可能」というケースも考えられることから、次年度遺構適宜調整を行うこととする。



3) 案内誘導先が複数箇所の場合のレイアウト例

案内誘導先が4箇所の場合のレイアウト例を以下に示す。誘導先毎に盤面を用意することが望ましいが、場合によっては大きな盤面にシート貼りに対応することとする。名称が長くなる場合には文字の横幅を縮小することとし、文字サイズ(文字の高さ)は小さくしない。



3. 道路案内標識の整備順位

3-1.114 系道路案内標識の整備順位

■整備順位について

広島県が進める「公共サイン再編整備事業」と表示内容等について協議をすでに進めているところである。

次年度、広島県の計画の中で整備を進める誘導経路および整備箇所が選定されていく中で、北広島町内の該当箇所についてその都度協議を行い、県と歩調を合わせながら町単独ではできない効率的・効果的な整備を進めることを基本とする。

その他、県が選定しているところ以外に町の観光計画、重要な観光施設に関連し、新設、撤去、建替、に早期の着手が必要なものが見つかった場合には別途対応することとする。

優先度	道路種別
1	広島県が設定する誘導経路上において、広島県が整備を進める 114 系標識
2	優先度 1 で設置した 114 系標識を補完する町道等に設置する 114 系標識
適宜 -1	北広島町の観光計画に合わせて設置する 114 系標識
適宜 -2	既存の 114 系標識の老朽化に伴う更新対応時に表記内容等を見直していく

■北広島町らしさをつくるサインとの関係

第2章において記載した「北広島町らしさをつくるサイン」の中には、114系標識と同様に著名地点への誘導を行うサインが定義されており、デザイン(筐体・意匠)は違っていても内容は重複するサインであるが、広島県が主要幹線道路等に設置する114系標識は恒久的にメンテナンス含めた対応が期待されるため、広域誘導上有効なものとして設置を進めることとする。また、北広島町らしさをつくる「田園観光サイン」は景観上有効に働くものとして、設置箇所、掲載情報、またそのデザイン等について、サイン整備重点地区ようあるべきかどうかなど、十分に議論する必要がある。

4. その他の道路案内標識について

4-1. 道路名サインについて

北広島町サイン計画(H24)において、広域農道開通後を見越し、町内を案内するうえでの基線となる3本のルートに愛称をつけて誘導することを定義している。

大朝～芸北	：きたひろ高原ライン
広域農道	：きたひろスカイライン
千代田～大朝	：きたひろ街道ライン

いずれも仮称

■本計画における道路名サイン

本計画においても継続して検討することとし、次年度以降、公募、部分公募(〇〇ライン←〇〇の部分だけを募集)、もしくは関係者間で策定するかなど、愛称決定のためのプロセスづくりから進めることとする。

上で示した3本のルートのうち、広域農道のように、明らかに新しく作られた道路であり、移動を円滑にするための役割を担っている道路は、道路自体が他と違う様相を呈していることもあり、独自の愛称を与えやすい。

しかし、他の2本については道なりでつながらないなど、1本の道として捉えにくい側面があることから名称とともに統一的なイメージを持たせる道路景観整備を進めることも重要である。



図：広域農道と表記された108系標識

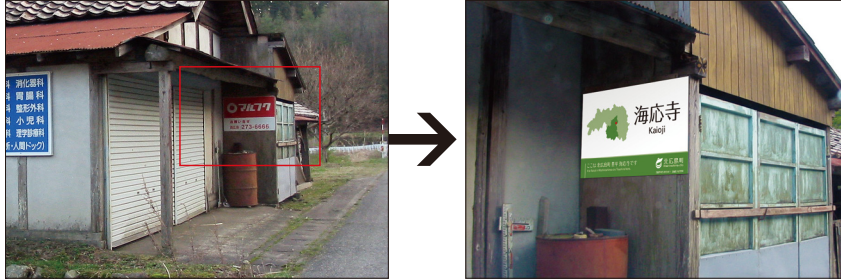
■観光計画との連携

北広島町サイン計画(H24)においては、町内の回遊性を高め、わかりやすい案内誘導を実現するという側面から道路に愛称をつけることを計画に織り込んできた。しかし、本計画から観光案内のベースづくりということにも重きを置いていることもあり、観光分野の担当課との協働のうえ、あらためて「町として何を売り出すか」ということを定義し、愛称をつける道とつけない道、またその意義について引き続き検討を行うこととする。

4-2. 大字名サインについて

■過年度策定計画における大字名サインの位置づけ

北広島町サイン計画(H24)において、老朽化した看板(主にマルフク看板)の上から、その場所の字名と地域名を記載したシートを貼りサインとする案を検討しており、本項で定める地域名サインとは別に、商工会および町主体で社会実験を行うなどの検討を進めることとしていた。

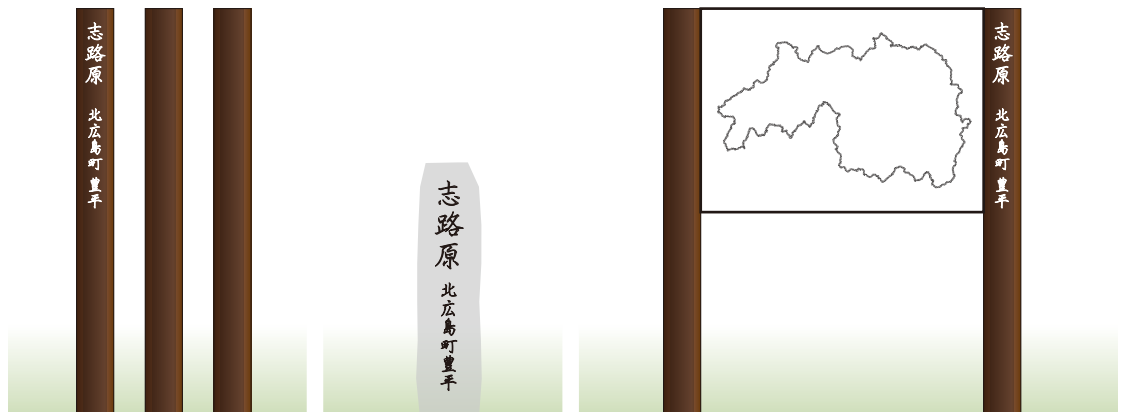


図：過年度計画の大字名サイン

しかし、上記の図のように老朽化した看板の周りの環境はやはり老朽化した家屋がほとんどであり、背景が美しいわけではない。また、千代田にはマルフク看板がほとんどないことも懸念事項として挙げられる。

■字名表記に関する基本方針

「新田園文化のまち」を謳う北広島町において、「字名」は田園文化の名残として大事な訴求すべき要素であるといえる。下図に示した例のように、田園風景を背景とした時の添景として独立したサインを立てることや、各種サイン盤面や筐体の一部にその設置場所の字名を表記するなど、サイン整備重点地区におけるエリアごとの整備に合わせて個別に検討していくこととする。



例) 大字名サインの表記例